

# 府中市立府中駅南自転車駐車場 指定管理者候補者募集要項

令和8年5月

府中市

生活環境部地域安全対策課

## 目 次

1	府中市立府中駅南自転車駐車場について	1
2	施設概要	1
3	指定予定期間	1
4	業務開始までのスケジュール	2
5	法令等の遵守	2
6	業務の範囲	3
7	管理運営の基準	6
8	利用料金の設定・徴収	8
9	管理業務の処理に必要な経費	8
10	市と指定管理者の責任分担	8
11	応募資格	10
12	申請方法	10
13	指定管理者候補者の選定	12
14	指定管理者の決定	12
15	協定の締結	12
16	その他	12
17	問い合わせ	13

府中市立府中駅南自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）の設置目的（府中市立自転車駐車場条例第1条）に沿った管理運営を効果的・効率的かつ安定的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び府中市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月府中市条例第11号。以下「手續条例」という。）の規定により、自転車駐車場の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集し、その申請手續を次のとおり定める。

## 1 府中市立府中駅南自転車駐車場について

府中市立府中駅南自転車駐車場は、府中駅周辺住民の良好な生活環境を確保するとともに、府中駅周辺商業施設等の自転車利用者の利便性を図るために、一時利用専用の公共自転車駐車場として設置された。

そうしたことから、通勤、通学などの利用により、商業施設等に訪れる方の利用に支障がないような仕組みが必要である。また、利用料金については、最初の2時間を無料とし、それ以降は利用時間ごとに段階的に料金が上昇する課金制としている。

## 2 施設の概要

(1) 名称	府中市立府中駅南自転車駐車場
(2) 所在地	府中市宮町1丁目100番地 ル・シーニュMB階・1階
(3) 竣工時期	平成29年7月
(4) 施設規模・構造等	鉄筋コンクリート造 MB階及び1階（1階部分は出入口） 専有延床面積 1,012.46平方メートル
(5) 駐車台数	普通自転車480台
(6) 供用時間	24時間
(7) 入場及び出場できる時間 （以下「利用時間」という。）	自転車が入出場できる時間は、午前6時から午後11時までとする。（ただし、管理運営上必要があると認めるときは、変更することができる。）
(8) 利用方法	入場から出場までの時間を単位とし、当該入場から72時間を限度とする使用。
(9) 利用料金	24時間あたり300円の範囲内で、使用の時間帯及び時間数に応じて定めることができる（ただし、事前に市長の承認が必要）。

## 3 指定予定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

※ ただし、管理を継続することが適当でないと思われるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある（手續条例第9条）。

※ また、期間満了前に現施設の供用を廃止する場合には、当該廃止日を持って指定期間の満了日とする。

#### 4 業務開始までのスケジュール

(1) 募集要項の配布	令和8年5月11日(月)～令和8年5月26日(火) 市ホームページに掲載
(2) 説明会申込期限	令和8年5月18日(月)午後5時まで
(3) 説明会	令和8年5月20日(水)午後2時30分 (受付開始午後2時)
(4) 施設図面等の閲覧	令和8年5月21日(木)
(5) 募集要項等に関する質問の受付	令和8年5月11日(月)～令和8年5月29日(金)午後5時
(6) 募集要項等に関する質問の回答	令和8年6月8日(月)
(7) 申請受付	令和8年6月12日(金)午前8時30分～令和8年6月26日(金)午後5時
(8) 「府中市立府中駅南自転車駐車場における指定管理者候補者選定委員会」による選定	令和8年4月～9月(1次選考:書類審査、2次選考:プレゼンテーション、ヒアリング等1次選考通過者のみに実施を通知)
(9) 指定管理候補者の選定結果の通知	令和8年11月 予定
(10) 覚書の締結	指定管理候補者の選定後
(11) 指定管理者の指定	令和8年12月市議会定例会
(12) 協定書の締結	令和8年3月 予定
(13) 市・指定管理者引き継ぎ	指定後随時 予定
(14) 指定管理業務の開始	令和9年4月1日

- ※ 質問は、電子メールでのみ、受け付ける。
- ※ 質問の回答は、電子メールにて応募事業者全てに回答する。
- ※ 説明会に出席していない事業者の申請書類は受け付けない。
- ※ (7)については持参のみ受付。郵送不可。

#### 5 法令等の遵守

指定管理者は、自転車駐車場の管理業務の遂行に当たり、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。なお、指定期間中に、これらの法令等に新設又は改正があった場合には、当該新設又は改正された内容とする。

- (1) 地方自治法
- (2) 施設・設備の維持保全関係法令(建築基準法、消防法、電気事業法等)
- (3) 府中市立自転車駐車場条例(平成3年3月府中市条例第2号。以下「条例」という。)及び同条例施行規則(平成3年4月府中市規則第15号)
- (4) 労働関係法令(労働基準法、労働契約法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働派遣法等)
- (5) 府中市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

- (6) 府中市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
- (8) 府中市暴力団排除条例
- (9) 消防法
- (10) 府中市個人情報の保護に関する条例（平成15年6月府中市条例第8号）
- (11) 府中市情報公開条例（平成12年9月府中市条例第27号）
- (12) その他施設管理に関する諸法令

## 6 業務の範囲

利用者が、安全かつ快適に利用できるよう留意し、駐車場の各部の点検、保守、修繕、清掃などを実施すること。また、その作業にあたっては、利用者が安全に駐車場を利用できるように配慮すること。盗難等の犯罪や悪戯等の被害が発生しないよう、保安対策・管理に努めること

### (1) 施設の運営に関して行わなければならない業務

#### ア 自転車駐車場の施設及びこれに付属する器具等の維持管理に関する業務

施設及び、施設内の設備等に関してその状況を把握し、各設備の関係法令の定めにより、必要な点検を実施し、常に最良の状態を保つと共に、故障や事故等を発見した場合は、直ちに必要な措置を取ること。また、点検、修繕については、専門の知識、資格を持つものが実施すること。

なお、設備の変更等が生じた場合、関係官庁へ必要な届出を行うこと。

- a 建物保守管理業務
- b 設備管理業務

主な設備及び要求水準 ※同等品又は同等品以上を設置予定

分類	機器名称	数量	型番・仕様等
幹線設備	動力制御盤	1	中立電機(株) 主幹開閉器無し、WHM付、分岐開閉器 50/50ATx2・ 50/20ATx2・50/15ATx2、電流計 x2
	電灯盤	1	(株)かわでん 主幹開閉器 100/75AT、WHM付、分岐開閉器 200V ×8・100V×20、T/U x2、リモコンリレーx7
空調機器	水熱源ヒートポンプ空調機	1	日本ピーマック(株) 隠蔽ダクト型、冷房能力 2.5kW、暖房能力 3.0kW
自動制御設備	自動制御盤	1	アズビル(株)
換気機器	送風機	1	(株)荏原製作所 片吸込シロッコファン、11,900m <sup>3</sup> /h
	排風機	1	(株)荏原製作所 片吸込シロッコファン、11,900m <sup>3</sup> /h
	ダクトレスファン	4	ニッシン・トーア(株) 680m <sup>3</sup> /h、1φ100Vx49W
(要求水準) 適時（年1回以上）点検を行い、点検結果を地域安全対策課に報告すること。			

分類	機器名称	数量	型番・仕様等
昇降機	エレベーター	1	東芝エレベーター(株) SR13-2S45 乗用兼車いす用、積載量 850kg、定員 13 人
(要求水準)			
1 月 1 回以上の点検を実施し、点検結果を地域安全対策課に報告すること。内年 1 回は建築基準法に基づく法定点検を実施すること。 必要に応じて調整、注油を行い、装置の稼働状況に適応した整備を行うと共に、異常が発生したときは、直ちに回復に努める。			
2 監視装置により 24 時間機器を遠隔監視診断し、以上や不具合発生時には出動、対策を行うこと。			

分類	機器名称	数量	型番・仕様等
建具	自動ドア	1	寺岡オート・ドアシステム(株) SOV-F160K 両開き引き分け
	グリルシャッター	1	三和シャッター工業(株) 電動、ステンレス グリル
(要求水準)			
年 2 回以上の点検を行い、点検結果を地域安全対策課に報告すること。 必要に応じて調整、注油等を実施し、装置の稼働状況に適応した整備を行うこと。			

分類	機器名称	数量	型番・仕様等
搬送機	自転車コンベア	1	(株)ダイゾー HC-J2
(要求水準)			
年 3 回以上の点検を行い、点検結果を地域安全対策課に報告すること。 必要に応じて調整、注油等を実施し、装置の稼働状況に適応した整備を行うこと。			

分類	機器名称	数量	型番・仕様等
照明器具	LED ベースライト	95	15W (40 型 1 灯相当)
	LED ベースライト	13	35W (110 型 1 灯相当)
	LED ダウンライト	29	18W (φ 150)
(要求水準)			
適時点検を行い、不具合時には直ちに交換等対応を行うこと。			

分類	機器名称	数量	型番・仕様等
駐輪ラック機 器	電磁ロック付きスラ イドラック	271	新和企業(株)製 H-2ZLSR 型
	電磁ロック付き個別 ラック	209	新和企業(株)製 Z-2L 型
	精算機	3	東海技研(株)製 CAIMC10

			オプション Suica PASMO 対応
	ゾーン灯	4	東海技研(株)製
(要求水準) 年2回以上の点検を行い、点検結果を地域安全対策課に報告すること。必要に応じて調整、注油等を実施し、装置の稼働状況に適応した整備を行うこと。			

分類	機器名称	数量	型番・仕様等
ITV 機器	ドームカメラ	18	アナログ (株)JVC ケンウッド TK-S2301B
	ハードディスクレコーダー	2	2TB 映像入力×16 (株)JCV ケンウッド VR-816A
	カメラコントロールユニット	3	入力×8 出力×8 (株)JVC ケンウッド TK-U1802
	ディスプレイ	1	40V
(要求水準) 適時(年1回以上)点検を行い、点検結果を地域安全対策課に報告すること。常に最良の状態を保つと共に、破損や汚損等を発見した場合は、直ちに必要な措置を取ること。			

分類	機器名称	数量	型番・仕様等
その他	施設内装飾、案内看板等	—	—
(要求水準) 適時(年1回以上)点検を行い、点検結果を地域安全対策課に報告すること。常に最良の状態を保つと共に、破損や汚損等を発見した場合は、直ちに必要な措置を取ること。			

c 清掃・廃棄物処理業務

利用者が清潔感をもって利用できるよう駐車場内を清掃すること。

d 備品管理業務

e 保安警備業務

利用者が安全に安心して利用できるよう保安警備に努めること。

営業時間外の不法、不良行為を排除するため、機械警備を導入すること。

イ 自転車駐車場の利用に関する業務

a 自転車駐車場の使用の休止に関する業務

使用の休止が必要な場合は、直ちに地域安全対策課に連絡すること。

b 自転車駐車場の使用の許可に関する業務

c 自転車駐車場の使用許可の取消しに関する業務

d 自転車駐車場内に放置された自転車の移動に関する業務

長期放置自転車の確認を行い、他の利用者の妨げにならない場所に移動を行うこと。

e 事故、苦情等の対応

f 災害時の初期対応

g 緊急時、非常事態に備えた避難誘導

ウ アからイまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(2) その他の業務

ア 事業計画書の策定

イ 事業報告書の策定

a 月例報告

毎月5日（休日の場合はその翌日）までに、前月分の施設の利用状況及び、管理状況の記載された書類を提出する。

b 臨時報告書

事故又はトラブルが発生した場合は、速やかかつ適切に対応し、詳細を書面で報告する。なお、市から求められた場合は必要な書類等を提出する。

c 年次報告

事業年度終了後、速やかに利用台数、利用料金収入、必要経費等を記載した、事業報告書を提出すること。

ウ 市が定めるモニタリング制度に基づくモニタリングの実施

エ 実務や待遇等の必要な社員研修を適時実施し、円滑な業務と、正当かつ公平な使用の確保に努めること。

オ その他市が実施する業務への協力

## 7 管理運営の基準

(1) 供用時間及び利用時間に関する事項

自転車駐車場の供用時間等は、原則として条例に規定するところによる。

**【使用時間（条例第5条）】**

自転車駐車場は、終日使用することができる。ただし、地階部分に自転車を入出することができる時間は、午前6時から午後11時までとする。

(2) 使用の制限に関する事項

自転車駐車場の使用の許可は、条例に基づき、公平かつ公正に行うこと。なお、条例に規定する事由に該当する場合は、使用を許可しないこと。

**【使用の制限（条例第8条）】**

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 収容能力を超えているとき。
- (3) 施設、器具等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

(3) 管理業務の処理体制に関する事項

ア 指定管理者は、自転車駐車場の管理業務に従事させる職員の雇用のほか、管理業務の処理に必要な体制を整備しなければならない。

イ 指定管理者は、防火管理者を配置し、消防署長へ届出のうえ、火災・地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ること。

ウ 指定管理者は、職員に対して管理業務の遂行に必要な研修を実施すること。特に、防犯対策、

防災対策等の利用者の安全確保については、十分に職員を指導するとともに、訓練を実施すること。

エ 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等をいう。）が生じたときは、直ちに市に報告し、その処理方法について、市と協議しなければならない。

オ 指定管理者は、管理業務の処理に関して生じた職員の災害については、すべての責任を持つこととし、理由のいかんを問わず、市は、何らの責任を負わないものとする。

カ 指定管理者及びその職員は、管理業務の処理において知り得た市の行政上の事項及び管理業務に関する事項を第三者に漏らしてはならない。指定の終了後も、同様とする。

キ 指定管理者は、管理業務の全部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、清掃、警備等市長が認める一部の業務の委託等については、この限りでない。

#### (4) 経理に関する事項

ア 指定管理者は、管理業務の処理に関して経理を明確にすること。

イ 指定管理者は、指定期間中におけるすべての収入及び支出を事由ごとに明瞭に表示する計算書を作成すること。また、それに係る根拠書類を保管すること。

ウ 指定管理者は、現金及び物品の出納の記録簿を作成すること。

エ 指定管理者は、業務の再委託等に当たっては、契約事務に関し、公平さを疑われることのないようにすること。

オ 指定管理者は、毎年度、収支を明らかにする決算書及び事業報告書を作成し、市長に提出すること。

カ 管理業務に係る経理については、市における公表の対象となるものであること。

#### (5) 情報公開に関する事項

指定管理者は、府中市情報公開条例の趣旨にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講じるよう努めること。

#### (6) 個人情報の保護に関する事項

指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報（府中市個人情報の保護に関する条例第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関し、市長と同様の責務を有するものとし、市長の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

#### (7) その他の事項

ア 市は、自転車駐車場の施設等にあらかじめ備え付けられた設備・備品（市の所有に係るものに限る。）を、指定管理者へ無償で使用させる。

イ 指定管理者は、その所有に係る備品を備えつけようとする場合は、あらかじめ市に報告しなければならない。

ウ 指定管理者は、夜間や休館日等における災害の発生等の緊急事態に備え、緊急連絡網を作成し、市に提出すること。

エ 施設の運営に著しい障害が発生したときは、速やかに市に報告し、対応策を講じること。

オ 利用者が事故等にあったときは、速やかに応急処理及び安全対策を施すとともに、医療機関等への搬送の手配を行うこと。また、速やかに市に報告すること。

カ 業務日報等を作成し、業務の引継ぎを確実に行うこと。

キ 遺失物等の取扱いについては、関係法令等に従って適切に取り扱うこと。

ク 市は、災害発生その他特別の事情がある場合に、自転車駐車場の施設等を優先的に使用する

ことがあること。この場合において、指定管理者は、これに協力すること。

ケ 指定管理者は、管理業務の遂行に当たり、地域の団体との連携協力を努めるとともに、必要な情報交換等を行う。

コ その他、仕様内容の変更や管理運営上疑義が生じたとき、または、これらに定めのない事項については、指定管理者は、市と協議し、対応すること。

## 8 利用料金の設定・徴収

- (1) 利用料金は、指定管理者が条例に規定する利用料金の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定め、施設等の利用者から徴収すること。
- (2) 利用料金の額の設定は、自転車駐車場を使用する時間帯及び時間数に応じて行うこと。
- (3) 利用開始最初の2時間については無料とすること。
- (4) 既に徴収した利用料金は還付しないこととする。ただし、指定管理者が相当の理由があると認めた場合に限り、利用料金の一部又は全部を還付することができる。

### 【利用料金の設定】

1台あたり24時間につき300円

例：最初の2時間無料、2～5時間まで100円、5～10時間まで150円、10～15時間まで200円、15～20時間まで250円、20～24時間まで300円  
24時間～8時間毎に100円課金（現在の料金体系）

## 9 管理業務の処理に必要な経費

- (1) 自転車駐車場の管理に要する経費は、利用料金収入によって賄うものとする。
- (2) 市からの指定管理料の支払いは一切ないものとする。
- (3) ル・シーニュの管理費、修繕積立金は市がル・シーニュ管理組合に支払うものとする。
- (4) 指定管理者は、利用料金収入から必要経費を差し引いた営業利益について、市が行う施設改修費用の負担金として、その一定割合を毎年度納入することとする。

### 【施設改修費用負担金算出方法】

例1：営業利益の〇〇%

例2：1日平均収入〇〇円以上 収入の〇〇%

1日平均収入△△円以上 収入の△△%

## 10 市と指定管理者との責任の分担

基本的に良好な施設管理やサービスの質については、指定管理者が負担すべきリスクであり、施設修繕リスクについては所有者である市が負担すべきものである。しかしながら、不可抗力、法令変更、物価変動等については、一概に判断できないことから、基本的な負担水準を定めるとともに、これらのリスク発生時には、市と指定管理者間で協議を行い、負担割合を決定する必要がある。

なお、リスク分担の詳細は、協定締結時に定める。

## (1) リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	市	指定管理者	協議事項
法令等の変更	運営業務に影響を与える法令等の変更		●	
	管理業務に影響を与える法令等の変更		●	
	管理業務に重大な影響を与える法令等の変更※1			●
第三者賠償(利用者への賠償)	市に帰責事項があるもの※2	●		
	指定管理者に帰責事項があるもの		●	
	市と指定管理者の両者、または第三者に帰責事項があるもの			●
物価	指定後のインフレーション、デフレーション		●	
金利	金利変動		●	
不可抗力※3	不可抗力による施設・設備の復旧費用	●		
	不可抗力による管理運営の中断		●	
施設競合	競合施設による使用者の減		●	
需要変動	当初の需要見込と異なる状況		●	
運営費の膨張	市に要因があるもの	●		
	指定管理者に要因があるもの		●	
	それ以外のもの			●
施設損傷※4	指定管理者に瑕疵があるもの		●	
	市に瑕疵があるもの	●		
	両者に瑕疵がない場合で指定管理者が設置した設備・備品		●	
	両者に瑕疵がない場合で市が設置した基幹部分以外の設備・備品		●	
	両者に瑕疵がない場合で建物本体、基幹部分の設備・備品	●		
債務不履行	施設設置者の協定内容の不履行	●		
	指定管理者の事由による業務及び協定内容の不履行		●	
性能リスク	提供するサービスの要求仕様不適合		●	
管理運営の中断・中止	市に帰責事項があるもの	●		
	指定管理者に帰責事項があるもの		●	
	市と指定管理者の両者、または第三者に帰責事項があるもの			●
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	●		
	指定管理者の発案による期間中の変更		●	

※1 新たに運営経費の1%を超えるような高額な設備の設置義務が生じたときなど

※2 ただし指定管理者が加入する保険の適応になる場合は除く

※3 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装勢力による攻撃、テロ、暴動、ストライキ、飛行体の飛来、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、地盤沈下、疫病など

※4 基幹部分：建物本体（天井、壁、床及びこれらと一体となった構造物）、設備機器（電気設

備、衛生設備、消防設備、空調設備等)

(2) 修繕費の分担の考え方

ア 大規模な修繕（自転車駐車場の主要な構造部及び設備に関するもの）については、市の負担により行う。

イ 指定管理者の責めに帰すべき理由がある場合の修繕は、規模の大小に関わらず、指定管理者の負担により行うこと。

(3) 指定書の送付から協定締結までの期間のリスクについて

指定管理予定者に指定書を送付した後、協定締結までの間に、指定管理予定者が、指定管理業務を行うことができなくなった場合には、そのリスクを指定管理予定者が負担するものとする。

## 11 応募資格

「府中市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」（平成17年規則第29号）第3条に基づき、応募資格は、団体又は当該団体の役員が次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項に準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 府中市業者指名停止基準に基づく指名停止期間中である団体
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (6) 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- (7) 国税又は地方税を滞納している者
- (8) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

## 12 申請方法

(1) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（書式1）

イ 当該申請の資格を有していることを証する書類

- (ア) 登記簿全部事項証明書
- (イ) 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- (ウ) 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）
- (エ) 法人税確定申告書の写し

ウ 管理を行う公の施設の事業計画書（書式2）

- (ア) 安定的かつ質の高いサービスの提供
  - a 施設の設置目的と運営方針について

- b 地域との協働、連携について
- c 誰もが平等・公平に利用できる仕組みについて
- d 利用者の増加、利便性向上のための取組みについて
- e 人材の能力開発や研修及び利用者とのトラブル防止について

(イ) 効率的・効果的かつ公正な施設管理

- a 施設の清掃・点検・修繕計画その他の維持管理について
- b 利用者の安全性を確保する取組みについて
- c 人材の配置による施設の管理体制について
- d 施設の管理経費の縮減を図るための方策について
- e 指定管理者として要求される各種法令（情報公開、個人情報保護管理等）に係るコンプライアンスについて
- f 災害等の緊急時、救急時の危機管理体制について

(ウ) その他

- a 指定管理者となるため特にアピールしたい事項、今後についての計画や提案について

エ 管理にかかる収支計画書（書式3）

(ア) 収支計画

- (イ) 利用料金の設定案
- (ウ) 施設改修費用負担金算出方法案

オ 当該法人その他の団体の経営状況をあきらかにする書類

- (ア) 過年度の収支（損益）計算書、貸借対照表、財産目録及びこれらに相当する書類
- (イ) 現事業年度の収支（損益）計算書及び事業計画書
- (ウ) 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- (エ) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

カ その他市長が必要と認める書類

- (ア) 団体概要（書式4）
- (イ) 事業計画書概要版（書式5）
- (ウ) 質問書（様式6）※質問受付時に使用

(2) 提出部数

正本1部 副本10部（写し可）

※必要に応じ、電子データによる提出を依頼する場合がある。

※副本の全ての書類について、応募者名及びそれを類推できる表示は行わないこと。（第2次選考のプレゼンテーション資料においても同様）

(3) 提出期間

令和8年6月12日（金）から令和8年6月26日（金）まで（午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。）

(4) 提出先

府中市生活環境部地域安全対策課（府中市役所おもや3階）

(5) その他

ア 申請書類の提出期間は、厳守すること。また、提出期間後における書類の変更及び追加は認めない。ただし、市が指示した場合は、この限りでない。

イ 申請書類は、返却しない。

### 13 指定管理者候補者の選定

#### (1) 選定基準

指定管理者候補者の選定に当たっては、手続条例で定める指定の基準に照らし、次に掲げる事項を総合的に判断することとする。

ア 自転車駐車場の公の施設としての効用を十分に発揮できること。

イ 自転車駐車場の公平・公正な利用の確保が図れること。

ウ 自転車駐車場のサービスの向上が図れること。

エ 自転車駐車場を安全安心に利用するための方策が優れていること。

オ 自転車駐車場の適切な維持及び管理を図るための方策が優れていること。

カ 自転車駐車場の適切な維持管理経費の削減を図るための方策が優れていること。

キ 個人情報保護管理、情報公開及び危機管理を図るための方策が優れていること。

ク 自転車駐車場の管理運営を安定して行うことができる人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。

ケ 自転車駐車場周辺の環境の変化に対する対応方針が優れていること。

コ 指定管理者となるためのプレゼンテーションが優れていること。

#### (2) 審査方法

指定管理者候補者を適正に審査するため、外部委員を含む選定委員会を設置し、申請書類等に基づき、次のとおり審査を行う。

ア 1次選考 書類審査

イ 2次選考 プレゼンテーションの実施

#### (3) 結果通知

選定委員会の審査結果の報告を受け、指定管理者候補者選定・不選定通知書（手続条例施行規則第2号様式・第3号様式）により、11月上旬までに審査結果を申請者に通知する。

※ 指定管理者が議決するまでの間、選定委員会委員といかなる関わりを持つことを禁止する。

その事実が発覚した際は、指定管理者候補者の選定を取り消す。

### 14 指定管理者の決定

指定管理者の決定は、令和8年度12月の府中市議会での議決後に行う。

### 15 協定の締結

選定結果に基づき、市は、指定管理者と細目協議を行い、協議成立後仮協定を締結する。その後、市議会の議決により指定管理者として指定し、正式に手続条例第7条の規定に基づき、協定を締結する。

### 16 その他

#### (1) 申請に係る費用の負担

申請に係る経費は、申請者の負担とする。

#### (2) 指定管理者候補者の選定結果に係る情報の公表

指定管理者候補者名、選定理由及び提案概要（府中市個人情報の保護に関する条例に基づき非開示の取扱いとされるものを除く。）については、原則として公表する。

(3) 提出書類の著作権

申請者の提出する書類の著作権は、申請者に帰属する。なお、選考に必要な場合など、その他市が必要と認めるときは、市は、申請書類の全部又は一部を無償で複製できるものとする。

(4) 虚偽の記載をした場合の取扱い

市は、申請書類に虚偽の記載があった場合は、当該申請者を失格とする。

(5) 申請の辞退

申請者は、市が申請を受け付けた後に辞退をする場合は、速やかにその旨を書面により申し出ること。

(6) 指定の取消し

地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者が市の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと市が認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。この場合において、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとする。

なお、不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になったときは、事業継続の可否について協議するものとする。この場合において、一定期間に協議が調わないときは、それぞれ事前に書面にて通知することにより、協定を解除できるものとする。

また、指定管理者は、次期指定管理者が、円滑に自転車駐車場の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

## 17 問い合わせ・説明会申込先

府中市生活環境部地域安全対策課施設管理係

担 当 梶原・高森

電 話 042-335-4069

FAX 042-336-8674

メール [tiantai01@city.fuchu.tokyo.jp](mailto:tiantai01@city.fuchu.tokyo.jp)

【参考】

入実  
担金

	利用料金収入	施設改修費負担金
令和7年	10,758,990 円	1,197,511 円
令和6年	10,459,800 円	1,681,285 円
令和5年	10,687,500 円	403,775 円
令和4年	9,936,250 円	1,238,515 円
令和3年	8,334,650 円	-

利用料金収  
績及び施設改修費負  
実績（過去5年分）